

○優良認定審査に当たり提出する書類等

項目番号	優良基準	提出書類		マニュアル※記載ページ	備考
1	遵法性に係る基準	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面		誓約書（様式：マニュアル56ページ）	55-56
2	事業の透明性に係る基準	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類		別紙「事業の透明性に係る基準」及び、①インターネットを利用する方法により情報が公表されていること、②情報の公表・更新の期間が、事前情報公表期間以上となっていること、③所定事項が適切に公表され、所定頻度で更新されていることが適切に公表されていること、を明らかにする書類	57
3	環境配慮の取組に係る基準	環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類		ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることを証する書類の写し	58
4	電子マニフェストに係る基準	電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類		情報処理センターである公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが交付する電子マニフェストの使用を証する書面（加入証）の写し	59
5	財務体質の健全性に係る基準	税及び保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類		別紙「財務体質の健全性に係る基準（税及び保険料の納付に係る基準）」及び、各公署が交付した税及び保険料の納付を証する書類	60-61
		直前3事業年度の財務諸表（申請者が法人の場合）		直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書（原価報告書、販売費・管理費内訳）、株主資本等変動計算書及び個別注記表	
6	その他	産業廃棄物処理業等の許可証の写し		現に受けている産業廃棄物処理業等の許可の許可証	

※ マニュアル：「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（平成23年3月（令和2年10月改訂 環境省廃棄物規制課）。

※ 申請者が優良基準に適合している場合には優良認定業者である旨を記載した許可証を交付するので、新しい許可証を送付するため、送付先を記載し切手を貼付した返信用封筒（角2）若しくはレターパック（赤青どちらでも可）を併せて提出すること。